

12 健康保険・介護保険

健康保険とは

健康保険とは、従業員（被保険者）やその家族（被扶養者）が、業務外で病気やケガ、死亡した時、また出産した時などに、医療給付や各種給付金を支給する医療保険制度です。また、被保険者として健康保険に加入すると同時に厚生年金保険の被保険者となります。

[適用事業所・被保険者]

常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所と、法人事業所は強制適用されます（例外あり）。また、パートタイム労働者も一定の要件を満たせば適用されます。

[保険料]

賃金に応じて定められた額を事業主と被保険者がそれぞれ負担します。

- 適用事業所・保険料に関するお問い合わせ・ご相談は次ページの年金事務所を参照ください。
- 健康保険の給付・任意継続等に関するお問い合わせ・ご相談（加入先の健康保険の保険者が「全国健康保険協会」の方）

P.52	全国健康保険協会福岡支部	TEL 477-7250
MAP D-4	博多区博多駅東1-17-1 コネクトスクエア博多8F	

※令和6年12月2日で従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの）で医療機関に受診する仕組みに変わりました。

介護保険とは

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用者負担額（原則として介護保険のサービス費用額の1割、一定以上の所得のある方は2割または3割）を支払って介護サービスまたは介護予防サービスが利用できる仕組みです。

40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）は、医療保険とあわせて介護分の保険料を納付します。

- 介護保険に関するお問い合わせ・ご相談：各区保健福祉センター 福祉・介護保険課（P.50）
- 要介護認定に関するお問い合わせ・ご相談：福岡市要介護認定事務センター TEL 711-6030

13 厚生年金保険

厚生年金保険とは

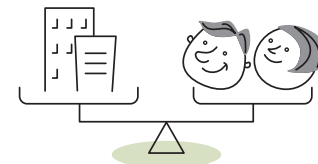
厚生年金保険とは、労働者のための年金保険制度で、老齢になったり、障がい者となって働けなくなったり、死亡したときのために労働者や家族の生活資金を準備する制度です。

[適用事業所・被保険者]

健康保険と同様に、常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所と、法人事業所は強制適用されます（例外あり）。それ以外の事業所でも、従業員の半数以上の同意を得て年金事務所に申請し、認可を受ければ適用事業所となります。また、適用事業所に勤務するパートタイム労働者も一定の要件を満たせば被保険者として加入します。ただし、加入対象者は70歳未満となっています。

[保険料]

賃金に応じて定められた額を事業主と被保険者が半分ずつ負担します。



自動音声での案内 アナウンスの後に、ご希望の番号を押してください。

厚生年金について

- 資格に関するお問い合わせ・ご相談：厚生年金適用調査課 3
- 保険料に関するお問い合わせ・ご相談：厚生年金徴収課 4

厚生年金・健康保険の管轄区域（健康保険の給付・任意継続などはP.28）

P.51 MAP B-1	東福岡年金事務所 東区馬出3-12-32	TEL 651-7967	東区管轄の事業所は博多年金事務所へお問い合わせください。
P.52 MAP D-2	博多年金事務所 博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST 4・5F	TEL 474-0012	東区、博多区
P.54 MAP H-5	中福岡年金事務所 中央区大手門2-8-25	TEL 751-1232	中央区
P.55 MAP L-1	南福岡年金事務所 南区塩原3-1-27	TEL 552-6112	南区
P.57 MAP Q-1	西福岡年金事務所 西区内浜1-3-7	TEL 883-9962	城南区、早良区、西区

年金相談は管轄区域にかかわらず、どの年金事務所でも受け付けています。